○鹿屋市国土強靭化地域計画　実施計画

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		通し№	脆弱性評価結果	推進方針	主な取組	指標（KPI） H30年度の現状 R08年度の目標	担当部課		実施計画		事業実施予定の有無						参　考 主な取組に対する令和７年度事業名等
									部名	課名	令和８年度の取組内容	令和８年度事業名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
		1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1	①（住宅・建築物等の耐震化） 大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する必要がある。 また、大規模地震時に滑動崩落の可能性がある大規模盛土造成地の場所を特定し、宅地造成に伴う災害に対する住民等の理解を深める必要がある。	①（住宅・建築物等の耐震化、アスベスト対策） ・住宅・建築物の倒壊などによる、多数の人的被害の発生を抑えるため、住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。 ・大規模地震時に滑動崩落の可能性がある大規模盛土造成地の調査等を実施し、住民の意識向上や滑動崩落の予防を図る。 ・民間建築物における吹付アスベスト使用実態を把握し、アスベスト飛散防止を図る。	１住宅・建築物安全ストック形成事業の推進（建築物情報のデジタル化、GISデータ作成・アスベスト対策データベース作成） ２住宅の耐震診断、耐震改修に対する助成等 ３ブロック塀等安全対策事業の促進 ４鹿屋市営住宅長寿命化計画の推進 ５公営住宅等整備事業の推進 ６住宅市街地総合整備事業の推進 ７市街地再開発事業の推進 ８優良建築物等整備事業の推進 ９公営住宅等ストック総合改善事業の推進 10空家再生等推進事業の推進 11大規模盛土造成地の安全性把握	・住宅の耐震化率 現状 81.2% 目標 概ね解消	建設部	建築住宅課	1アスベスト含有建築物の実態把握調査		○	○	○	○	○	○	１建築物アスベスト対策事業（共通） ２鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援事業（耐震診断・耐震改修） ３鹿屋市ブロック塀等安全対策事業 ４鹿屋市営住宅長寿命化計画策定事業 ５平和市営住宅改善工事 ６空き家適正管理促進事業 ７都市計画決定業務（※ゼロ予算）
									建設部	建築住宅課	2住宅の耐震住宅の向上	2鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援事業（耐震診断・耐震改修）	○	○	○	○	○	○	
									建設部	建築住宅課	3道路沿いの危険ブロック塀等の解体撤去、改修費の一部補助	3鹿屋市ブロック塀等安全対策事業	○	○	○	○	○	○	
									建設部	建築住宅課	4鹿屋市営住宅長寿命化計画の推進	4住宅維持修繕事業、住宅改善事業	－	○	○	○	○	○	
									建設部	建築住宅課	5 －		－	－	－	－	－	－	
									建設部	建築住宅課	6 －		－	－	－	－	－	－	
									建設部	都市政策課	7 －		－	－	－	－	－	－	
									建設部	建築住宅課	8 －		－	－	－	－	－	－	
									建設部	建築住宅課	9市営住宅の改善により住宅の環境整備及び居住水準の向上	9住宅改善事業 （コート札元台市営住宅改善）	－	○	○	○	○	○	
									市民生活部	安全安心課	10危険空き家の解体と跡地の利活用促進を図る	6空き家適正管理促進事業	－	○	○	○	○	○	
									建設部	都市政策課	11大規模盛土造成地の経過観察による安全性確認	7都市計画決定業務（※ゼロ予算）	○	○	○	○	○	○	
				2	②（公共施設等の耐震化） 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災するとと、避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。	②（公共施設等の耐震化） ・公共施設等の被災による、避難や救助活動等への障害が発生することを防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。	１公共施設の耐震化 ２学校施設の防災機能強化等	―	総務部	財産管理活用課	1 －		－	－	－	－	－	－	１小学校施設大規模改造事業 ２中学校施設大規模改造事業
									総務部	財政課	1 －		－	－	－	－	－	－	
									市民生活部	市民スポーツ課	1 －		－	－	－	－	－	－	
									各総合支所	住民サービス課	1 －		－	－	－	－	－	－	
									教育委員会	生涯学習課	1 －		－	－	－	－	－	－	
									教育委員会	教育総務課	老朽化した学校施設（２小学校、１中学校）の大規模改造等を行い、建物の耐久性の確保を図る。 ・学校体育館の空調の整備（設計）（吾平小学校）	1小学校施設大規模改造事業 2中学校施設大規模改造事業	○	○	○	○	○	○	
				3	③（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化） 大規模地震が発生した場合、建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。	③（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化） ・不特定多数の者が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害の発生を抑えるため、不特定多数の者が利用する建築物について耐震化を促進する。	１建築物耐震改修促進計画の推進 ２認可保育所等の耐震補強又は改築に要する費用の一部補助 ３福祉施設等の耐震補強及びブロック塀等改修に要する費用の一部補助	―	建設部	建築住宅課	1建築物耐震改修促進計画の推進		－	－	○	○	○	○	１子育て支援施設整備事業 ３小規模福祉施設等整備事業
									保健福祉部	子育て支援課	2 国の新子育て安心プラン（R3～6年度）に基づき施設整備を行ってきたが、保育政策の新たな方向性（R7～10年度）が示されたことから、本市における保育環境の向上に資するため、認可保育所等の施設の耐震化及び老朽化対策などの施策構築を検討すること。	１子育て支援施設整備事業	－	－	○	○	－	－	
									保健福祉部	高齢福祉課	3 －		－	－	－	－	－	－	
				4	④（沿道建物の耐震化） 大規模地震が発生した場合、沿道建築物の複合的倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。	④（沿道建物の耐震化） ・沿道建築物の複合的倒壊による避難や応急対応への障害が発生することを防ぐため、沿道建築物の耐震化を促進する。	１建築物耐震改修促進計画の推進	―	建設部	建築住宅課	1 －		－	－	－	－	－	－	
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	5	①（防火対策の推進） 大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。	①（防火対策の推進） ・住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。	１建物の防火安全性の向上 ２住宅防火対策の推進 ３関係団体との連携 ４防火意識の向上 ５福祉施設等におけるスプリンクラー設置に要する費用の一部補助	―	建設部	建築住宅課	1 －		－	－	－	－	－	－	１消防団経費（経常）（共通） ５小規模福祉施設等整備事業
									建設部	建築住宅課	2 －		－	○	○	○	○	○	
									市民生活部	安全安心課	3 －		○	○	○	○	○	○	
									市民生活部	安全安心課	4 －		－	○	○	○	○	○	
									保健福祉部	高齢福祉課	5 －		－	－	－	－	－	－	
				6	②（公共空間におけるオープンスペースの確保） 大規模地震等が発生した場合、住宅密集地において大規模火災が発生し多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、災害時の延焼遮断帯や避難路、避難場所の役割を担う道路・公園等のオープンスペースを確保し、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。	②（公共空間におけるオープンスペースの確保） ・住宅密集地の大規模火災による、多数の死傷者の発生を抑えるため、道路や公園等のオープンスペースを確保し、災害に強いまちづくりを推進する。	１幹線道路の整備促進 ２狭あいな生活道路の改善 ３防災機能を有する都市公園等の確保 ４都市計画道路の整備推進	―	建設部	道路建設課	１・２・４周辺地域とのアクセス機能の向上を図るため、市道等の整備を実施	1道路整備事業（共通） 2県営道路整備事業（負担金） 3都市計画道路整備事業（共通）	○	○	○	○	○	○	１都市計画決定業務 ２道路整備事業（共通） ３県営道路整備事業（負担金） ４都市計画道路整備事業 ５都市公園等施設管理事業
									建設部	都市政策課	4市街地内や拠点間の円滑な移動を支える交通ネットワークの形成を目的とした都市計画道路の整備推進・促進	4都市計画決定業務（共通）	－	○	○	○	－	○	
									建設部	都市政策課	3公園施設の年次的な改修、保全の実施。	3都市公園等施設管理事業	○	○	○	○	○	○	
									市民生活部	市民スポーツ課	3 －		－	－	－	－			
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	7	①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等） 広域にわたる大規模津波等が発生した際に、避難行動に遅れが生じると、多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある	①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等） ・大規模津波等の発生時に、避難行動に遅れが生じることによる多数の死傷者の発生を抑えるため、津波防災地域づくり、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、住民への適切な災害情報の提供を推進する。 ・関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。	１防災マップの作成・配付 ２防災会議の実施 ３公共施設の耐震化 ４防災機能を有する都市公園等の確保	防災マップの作成・配付 現状　作成済 目標　更新 防災会議の開催 現状　年度１回 目標　年度１回以上	市民生活部	安全安心課	1防災マップの増刷。	1災害につよいまちづくり事業	○	○	○	-	○	○	１災害につよいまちづくり事業 ２災害対策事業（経常）（共通） ３都市公園等施設管理事業
									市民生活部	安全安心課	2 令和７年度防災会議開催（４月25日予定）	2災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○	
									総務部	財政課	3 －		－	－	－	－	－	－	
									建設部	都市政策課	3公園施設の年次的な改修、保全の実施。	3都市公園等施設管理事業	－	○	○	○	○	○	
				8	②（水門等の効果的な管理運用） 大規模津波等が発生した際に水門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定されるため国等と連携を図りながら、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。	②（水門等の効果的な管理運用） ・大規模津波等の発生時に、水門が閉鎖されていないことによる、大規模な浸水被害等の発生を抑えるため、国等との連携を図りながら、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する。	１国等との連携 ２操作員との連絡・調整	―	建設部	道路建設課	1国・県との連携 2操作員との連携 3適切な維持管理 1水防団待機水位に達したときの、速やかな操作員への出動要請	1水門等操作管理経費（共通）	○	○	○	○	○	○	１水門等操作管理経費
				9	③（津波避難計画等の住民周知等） 大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、津波浸水想定の周知や防災マップの配布など津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。	③（津波避難計画等の住民周知等） ・大規模津波等の発生時に、建築物の損壊・浸水による、住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、津波浸水想定の周知や防災マップの配布など、津波避難対策等の住民周知を図る。	１防災マップの作成・配付 ２町内会長等を対象とした地区別防災研修会や出前講座の実施	防災マップの作成・配付 現状　作成済 目標　更新	市民生活部	安全安心課	１防災マップの増刷、関係機関、住民参加型の避難訓練を通して避難経路の確認、周知を図る。	1災害につよいまちづくり事業	○	○	○	○	○	○	１災害につよいまちづくり事業
									市民生活部	安全安心課	２町内会を対象とした防災マップ活用講座の実施及び各種団体を対象とした防災出前講座の実施	1災害につよいまちづくり事業	○	○	○	○	○	○	
				10	④（災害時における道路等の整備） 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。	④（災害時における道路等の整備） ・災害時の緊急輸送を確保するため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を促進する。	１緊急輸送道路等の整備促進	・東九州自動車道路整備率（県内） 現状　94%（鹿屋串良～志布志間残り19.2キロ） 目標100%	建設部	都市政策課	1要望活動の実施 大隅総合開発期成会などと連携し、中央省庁要望、九州地方整備局要望、大隅河川国道事務所要望等を実施	１土木総務事務経費（都市政策）	○	○	○	○	○	○	１土木総務事務経費（都市政策）
				11	⑤（道路啓開等の取組） 大規模地震等が発生した場合、電柱や家屋等の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。	⑤（道路啓開等の取組） ・電柱や家屋等の倒壊に伴い道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。	１関係機関との連携	―	建設部	道路建設課	1関係機関との連携	1道路橋りょう河川現年発生補助災害復旧事業（共通） 1道路橋りょう河川現年発生単独災害復旧事業（共通）	○	○	○	○	○	○	１道路橋りょう河川現年発生補助災害復旧事業 １道路橋りょう河川現年発生単独災害復旧事業

1	直接死を最大限防ぐ			12	⑥（防災拠点の整備） 防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災資品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。	⑥（防災拠点の整備） ・防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災資品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。	１防災拠点施設の整備	―	市民生活部	安全安心課	1防災相互通信用無線機（県貸与）の更新（令和３年度～令和８年度）	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○	１災害対策事業（経常）（共通）
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	13	①（治水対策の推進） 近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や浸水対策の整備推進を図る必要がある。	①（治水対策の推進） ・大規模洪水による甚大な浸水被害の発生を防ぐため、地元からの要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や浸水対策の整備推進を図る。	１準用河川・排水路・雨水流出抑制施設の整備推進 ２福祉施設等における水害対策強化事業に要する費用の一部補助	冠水箇所 現状　35 箇所 目標　24 箇所	建設部 農林商工部 上下水道部	都市政策課 道路建設課 農地整備課 下水道課	１（次期）雨水排水対策事業計画に基づく雨水排水施設等の整備促進 1準用河川等の適切な維持管理	1準用河川等補修事業 2排水路整備事業 1県営土地改良事業（農地整備課） 1団体営農村地域防災減災事業（農地整備課） 1市単独土地改良整備事業（農地整備課） 4王子雨水枝線整備事業（下水道課）	○	○	○	○	○	○	１雨水排水対策事業費（都市政策） ２準用河川等補修事業 ３排水路整備事業 １県営土地改良事業（農地整備課） １団体営農村地域防災減災事業（農地整備課） １市単独土地改良整備事業（農地整備課）
							建設部	都市政策課	1笠野原台地雨水排水懇談会からの技術的・専門的見地からの提言を踏まえた、（次期）雨水排水対策事業計画の策定・変更	1雨水排水対策事業費（都市政策）	○	○	○	○	○	○	
							上下水道部	下水道課	1雨水管渠(王子雨水第３枝線)建設工事として、予算額148,000千円の工事を実施する予定である。	1王子雨水枝線整備事業	○	○	○	○	○	○	
							保健福祉部	高齢福祉課	2 －		－	－	－	－	－	－	２小規模福祉施設等整備事業
				14	②（防災情報の提供） 集中豪雨等が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。 また、洪水による災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災マップなどを住民に周知する等、ソフト事業対策を推進する必要がある。	②（防災情報の提供） ・集中豪雨等の発生時に、浸水による住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や市ホームページ等による防災情報の発信	１防災マップの作成・配付 ２町内会長等を対象とした地区別防災研修会や出前講座の実施 ３市ホームページ等による防災情報の発信	防災マップの作成・配付 現状　作成済 目標　更新 出前講座等の実施 現状　19回 目標　50回	市民生活部	安全安心課	1防災マップの増刷。土砂災害警戒区域情報の更新	1災害につよいまちづくり事業	○	○	○	－	○	○	１災害につよいまちづくり事業 ２広報活動経費（共通）
							市民生活部	安全安心課	２町内会を対象とした防災マップ活用講座の実施及び各種団体を対象とした防災出前講座の実施	1災害につよいまちづくり事業	○	○	○	○	○	○	
							市民生活部	安全安心課	３Lアラート、FM7 うぶら、yahoo防災アプリ、緊急エリア速報メール等による防災情報の発信	1災害につよいまちづくり事業	○	○	○	○	○	○	
							市長公室	政策推進課	３市ホームページ、かのやライフ、市公式Facebook、市公式 lineを活用した防災情報の発信	2広報活動経費（共通）	○	○	○	○	○	○	
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	15	①（土砂災害対策の推進） 近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。市内の急傾斜地等における整備率は未だ低い状況であるため、人命を守るための急傾斜地崩壊対策等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。	①（土砂災害対策の推進） ・大規模な土砂災害の発生リスクを抑えるため、市内の急傾斜地等における整備率は低い状況であることを踏まえ、県等と連携して人命をまもるための急傾斜地崩壊対策等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。	１急傾斜地崩壊対策事業の推進 ２砂防施設整備事業の推進	急傾斜地整備箇所 （整備済/全体数） 現状　63/201 目標　68/201 砂防施設整備箇所 （整備済/全体数） 現状　19/82 目標　20/82	建設部	道路建設課	１急傾斜地崩壊対策事業の推進	1県単急傾斜地崩壊対策事業（鹿屋） 2県営急傾斜地崩壊対策事業負担金（鹿屋）	○	○	○	○	○	○	１県単急傾斜地崩壊対策事業 ２県営急傾斜地崩壊対策事業負担金 ３総合流域防災事業負担金 ４県営砂防施設整備事業負担金
							建設部	道路建設課	２砂防施設整備事業の促進	3県営砂防施設整備事業負担金	○	○	○	○	○	○	
				16	②（がけ地等に近接する危険住宅の移転促進） がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する必要がある。	②（がけ地等に近接する危険住宅の移転促進） ・がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する。	１がけ地近接等危険住宅移転促進事業の促進	―	建設部	建築住宅課	1危険住宅の移転の広報活動	1がけ地近接等危険住宅移転事業	○	○	○	○	○	○	１がけ地近接等危険住宅移転促進事業
				17	③（治山事業の促進） 豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生を防ぐため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。	③（治山事業の促進） ・林地の崩壊など山地災害の発生を防ぐため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について治山施設の必要性の検討や、根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する。	１治山施設の必要性の検討及び間伐の実施	―	農林商工部	農地整備課	1 R7年度線越事業箇所（県営）４地区 2 R8年度新規要望箇所　15地区	1 治山事業	○	○	○	○	○	○	
				18	④（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知） 土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。 また、集中豪雨等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や市ホームページ等による広報に努めていく必要がある。	④（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知） ・土砂災害に対する安全度の向上を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備を推進するとともに、防災行政無線や市ホームページなどにより住民への周知を図る。	１自主防災組織に対し、資機材整備の補助や防災活動経費への助成 ２町内会長等を対象とした地区別防災研修会や出前講座の実施 ３防災マップの作成・配付	出前講座等の実施 現状　19回 目標　50回 防災マップの作成・配付 現状　作成済 目標　更新	市民生活部	安全安心課	1自主防災組織（町内会）への自主防災組織活動に対する助成の実施	1災害につよいまちづくり事業	○	○	○	○	○	○	１災害につよいまちづくり事業
							市民生活部	安全安心課	2地域の防災リーダーの核となる人材に対し県地域防災リーダー養成講座の推薦を行う。	1災害につよいまちづくり事業	○	○	○	○	○	○	
							市民生活部	安全安心課	3防災マップの増刷。	1災害につよいまちづくり事業	○	○	○	－	○	○	
				19	⑤（防災拠点の整備）【再掲1-3-⑥】 防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災資品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。	⑤（防災拠点の整備）【再掲1-3-⑥】 ・防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災資品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。	１防災拠点施設の整備 【再掲1-3-⑥】	―	市民生活部	安全安心課	（再掲）							
				20	⑥（桜島大規模噴火時の大量軽石火山灰対策の推進） 大正大噴火級の大規模噴火が発生し、かつ市街地側にも大量の軽石火山灰の降下があった場合、住民等の生命だけでなく生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火時における軽石・火山灰対策について、予防時から応急対策時、復旧時における対策を講ずる必要がある。 また、火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがあり、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。 さらに、空振による被害の可能性があり、対策を講ずる必要がある。	⑥（桜島大規模噴火時の大量軽石火山灰対策の推進） ・桜島大規模噴火時に、市街地側にも大量の軽石火山灰の降下があるおそれに備え、予防時、応急対策時及び復旧時における対策を講ずる。 ・火山灰が山地に堆積し、少ない雨で土石流や洪水が多発することを防ぐため、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。	１地域防災計画火山災害対策編の見直し・強化 ２火山災害時の対応マニュアルの作成 ３国・県への要望書の提出	―	市民生活部	安全安心課	1地域防災計画火山災害対策編の見直し・強化	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○	１災害対策事業(経常)(共通)
							市民生活部	安全安心課	2火山災害時の対応マニュアルの見直し	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○	
							市民生活部	安全安心課	3桜島火山活動対策協議会を通じて国・県への要望書の提出を行う。	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○	
				21	⑦（噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化） 桜島の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配付などの対応が図られているところであり、今後とも避難体制強化のための対応策を進める必要がある。	⑦（噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化） ・桜島の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配付などに加え、さらなる避難体制強化を推進する。	１地域防災計画火山災害対策編の見直し・強化 ２火山災害時の対応マニュアルの作成 ３国・県への要望書の提出	―	市民生活部	安全安心課	1地域防災計画火山災害対策編の見直し・強化	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○	１災害対策事業(経常)(共通)
							市民生活部	安全安心課	2火山災害時の対応マニュアルの見直し	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○	
							市民生活部	安全安心課	3桜島火山活動対策協議会を通じて国・県への要望書の提出を行う。	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○	
				22	⑧（地域防災力の向上と人材育成） 豪雨、地震等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助の意識を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。	⑧（地域防災力の向上と人材育成） ・自助と共助の意識を高めて地域防災力を向上させるため、防災リーダー等の人材育成を推進する。	１自主防災組織による防災活動の取組促進や、地区別防災研修会の開催	―	市民生活部	安全安心課	1地域防災リーダーの育成を図る	1災害につよいまちづくり事業	○	○	○	○	○	○	１災害につよいまちづくり事業
				23	⑨（遺体の収容、処理、埋葬） 大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生すること が予想されることから	⑨（遺体の収容、処理、埋葬） 大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生すること が予想されることから	１検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所の事前の選定 ２大規模災害広域葬儀組合と連携した身元の	―	市民生活部	安全安心課	1 検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所の事前の選定を行う。	1災害対策事業（経常）（共通）	○	－	－	－	－	－	１災害対策事業（経常）（共通）

				者が発生することが予想されることから、遺体の処理等を適切に行う必要がある。	者が発生することが予想されることから、遺体の処理等を適切に行う。	2大隅肝属広域事務組合と連携した身元の判明しない遺体等の埋葬		市民生活部	安全安心課	2大隅肝属広域事務組合、鹿屋警察署と事前協議	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○	
				24	①（水道施設の耐震化） 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。	①（水道施設の耐震化） ・水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。	1水道管路の耐震化の推進 2水道施設の耐震化の推進	・水道基幹管路耐震化の進捗率（耐震適合率） 現状60.7% 目標62.0% ・水道施設配水池耐震化の進捗率（耐震化率） 現状55.2% 目標56.7%	上下水道部	工務課	1耐震配水管への布設替え(DIP(GX形) φ75　L=140m)	1基幹管路耐震化整備事業	○	○	○	○	○	○	1基幹管路耐震化整備事業 2水道施設更新事業
									上下水道部	工務課	2祓川ポンプ場更新工事	2水道施設更新事業	○	○	○	○	○	○	
				25	②（物資輸送ルートの確保） 災害発生時に避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋りょうなどの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。	②（物資輸送ルートの確保） ・主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋りょうなどの耐震化を推進する。 ・既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。	1橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施	・橋梁修繕（判定「Ⅲ」）の進捗率 現状30% 目標95%	建設部	道路建設課	1橋りょう・トンネル及び道路の長寿命化に向けた修繕の実施	1道路メンテナンス事業 2道路維持修繕事業	○	○	○	○	○	○	1道路メンテナンス事業 2道路維持修繕事業
				26	③（災害時における道路等の整備）〔再掲1-3-④〕 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。	③（災害時における道路等の整備）〔再掲1-3-④〕 ・災害時の緊急輸送を確保するため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を促進する。	1緊急輸送道路等の整備促進 〔再掲1-3-④〕	・東九州自動車道路整備率（県内） 現状　94%（鹿屋串良～志布志間残り19.2キロ） 目標100% 〔再掲1-3-④〕	建設部	都市政策課	（再掲）		○	○	○	○	○	○	
		2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	27	④（備蓄物資の供給体制等の強化） 市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。	④（備蓄物資の供給体制等の強化） ・市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。	1協定締結事業所との情報伝達訓練の実施 2災害時における救援物資の供給協力協定の必要に応じた見直し	・災害時応援協定等の締結数 現状　39件 目標　45件	市民生活部	安全安心課	1協定締結事業所の担当者等の確認作業を毎年度行う。	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○	1災害対策事業（経常）（共通）
									市民生活部	安全安心課	2災害協定の締結	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○	
				28	⑤（医療用資機材・医薬品等の備蓄） 大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の医療救護用として、備蓄を行う必要がある。	⑤（医療用資機材・医薬品等の備蓄） ・大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の確保を図るため、医療用資機材等の備蓄を行う。	1医療救助活動時の必要医療用資機材等の調査検討 2医療用資機材の備蓄	―	保健福祉部	健康増進課	1 医療用資器材の備蓄を行うための施設が無いため、当面の間は、感染症対策に特化した医療用品（防疫用品等）の整備を行う。		－	－	－	－	－	－	1保健衛生総務一般経費 2保健センター管理運営に要する経費
									保健福祉部	健康増進課	2 マスク、フェイスガード、エプロン、消毒液等の防疫用品について、在庫や使用期限の状況に応じて、既定予算の中から不足分を購入する。	1保健衛生総務一般経費 2保健センター管理運営に要する経費	○	○	○	○	○	○	
				29	⑥（応急給水体制の構築） 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の地震等緊急時対応の手引きに基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。	⑥（応急給水体制の構築） ・水道施設の被災時に、水の供給に支障をきたすことのないよう、被災した水道施設の迅速な把握を行うとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。	1応急送水体制の訓練実施 2日本水道協会主催の合同訓練への参加	―	上下水道部	工務課	1応急給水体制の訓練実施	―	○	○	○	○	○	○	
									上下水道部	工務課	2日本水道協会主催の合同訓練への参加	―	○	○	○	○	○	○	
				30	⑦（防災拠点の整備）〔再掲1-3-⑥〕 防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。	⑦（防災拠点の整備）〔再掲1-3-⑥〕 ・防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。	1防災拠点施設の整備 〔再掲1-3-⑥〕	―	市民生活部	安全安心課	（再掲）								
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	31	①（孤立集落対策の推進） 災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実に行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。	①（孤立集落対策の推進） ・道路の寸断による孤立集落の発生を防ぐため、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実に行い、災害に強い道路づくりを推進する。	1農道橋、林道橋の点検・診断の促進 2橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施	・橋梁の1巡目点検結果に基づく着手率 （判定「Ⅲ」：43橋） 現状 65% 目標100%（R5）	農林商工部	農地整備課	1 林道橋9橋の定期点検実施	1 林道整備事業	－	○	○	－	－	－	1 林道整備事業
									建設部	道路建設課			○	○	○	○	○	○	
				32	②（物資輸送ルートの確保）〔再掲2-1-②〕 災害発生時に避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋りょうなどの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。	②（物資輸送ルートの確保）〔再掲2-1-②〕 ・主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋りょうなどの耐震化を推進する。 ・既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。	1橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施 〔再掲2-1-②〕	・橋梁修繕（判定「Ⅲ」）の進捗率 現状30% 目標95%	建設部	道路建設課	〔再掲2-1-②〕	〔再掲2-1-②〕	○	○	○	○	○	○	
				33	③（防災情報の提供）〔再掲1-4-②〕 集中豪雨等が発生した場合、浸水による住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。 また、洪水による災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災マップなどを住民に周知する等、ソフト事業対策を推進する必要がある。	③（防災情報の提供）〔再掲1-4-②〕 ・集中豪雨等の発生時に、浸水による住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や市ホームページ等による防災情報の発信 〔再掲1-4-②〕	1防災マップの作成・配付 2町内会長等を対象とした地区別防災研修等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や市ホームページ等による住民への広報を図るとともに、防災マップの配布などによるソフト事業対策を推進する。	防災マップの作成・配付 現状　作成済 目標　更新 〔再掲1-4-②〕 出前講座等の実施 現状　19回 目標　50回 〔再掲1-4-②〕	市民生活部 市長公室	安全安心課 政策推進課	（再掲）								
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	34	①（消防の体制等強化） 大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図り、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。	①（消防の体制等強化） ・火災、救助、救急事案が同時に多発した時に、消防力が劣勢にならなことを防ぐため、活動人員を確保するなど消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。	1消防団員の充実・強化 2大隅肝属地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化	・消防団員の充足率 現状92.32% 目標100%	市民生活部	安全安心課	1新入団員勧誘の促進、報酬・費用弁償・消防団員等公務災害補償等共済の充実	1消防団経費（経常）	○	○	○	○	○	○	1消防団経費（経常）（共通） 2消防組合負担金（共通）
									市民生活部	安全安心課	2組合と常時連携をとれるよう合同の火災防ぎょ訓練を年３回実施。組合における資機材の充実・強化については、構成市町の負担金により整備	2消防組合負担金（共通）	○	○	○	○	○	○	
				35	②（情報通信機能の耐災害性の強化） 情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。	②（情報通信機能の耐災害性の強化） ・情報通信機能の耐災害性の強化・高度化を推進する。	1移動無線系設備や衛星携帯電話等、多種多様な通信手段の整備	・通信回線の複線化 現状　3種類 目標　4種類	市民生活部	安全安心課	1防災相互通信用無線機（県貸与）の更新	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○	1災害対策事業（経常）（共通）
				36	③（防災拠点の整備）〔再掲1-3-⑥〕 防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。	③（防災拠点の整備）〔再掲1-3-⑥〕 ・防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。	1防災拠点施設の整備 〔再掲1-3-⑥〕	―	市民生活部	安全安心課	（再掲）								
			医療施設及び関係者の絶対的不足・	37	①（医療救護活動の体制整備） 医療機関においては、大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となため、市医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。	①（医療救護活動の体制整備） ・医療機関における医療従事者の確保を図るため、鹿屋市医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める。	1鹿屋市医師会及び医療機関との連携強化	―	保健福祉部	健康増進課	1日曜日や祝祭日における当番医制の実施、救急医療に関する情報提供	1在宅当番・救急医療情報提供事業	○	○	○	○	○	○	1在宅当番・救急医療情報提供事業
				38	②（ドクターヘリの運航体制の強化） 救急医療体制を充実・強化するため、災害時の緊急対応においても安定した運用ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。	②（ドクターヘリの運航体制の強化） ・救急医療体制を充実・強化するため、県が運航するドクターヘリについて、安定的に運航を行うことができるよう災害時の対応など、関係機関との連携を強化する。	1必要に応じた運航等に関する要望活動	―	保健福祉部	健康増進課	1本市から鹿児島市にドクターヘリで移送された救急患者が、	1ドクターヘリ運航事業	○	○	○	○	○	○	1ドクターヘリ運航事業

		2-4	被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	39	③(災害時における道路等の整備)〔再掲1-3-④〕 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。	③(災害時における道路等の整備)〔再掲1-3-④〕 ・災害時の緊急輸送を確保するため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を促進する。	1緊急輸送道路等の整備促進 〔再掲1-3-④〕	・東九州自動車道整備率(県内) 現状 94%（鹿屋串良～志布志間残り19.2キロ） 目標100% 〔再掲1-3-④〕	建設部	都市政策課	（再掲）									
				40	④(防災拠点の整備)〔再掲1-3-⑥〕 防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。	④(防災拠点の整備)〔再掲1-3-⑥〕 ・防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。	1防災拠点施設の整備 〔再掲1-3-⑥〕	―	市民生活部	安全安心課	（再掲）									
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	41	①(感染症の発生・まん延防止) 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。	①(感染症の発生・まん延防止) ・浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を図る。	1消毒及び害虫駆除の実施 2関係機関及び関係団体との連携	―	市民生活部	生活環境課	1 関係団体等との連携（リストアップ）		－	－	－	－	－	－		
									市民生活部	生活環境課	2 －		－	－	－	－	－	－		
				42	②(下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成) 大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。	②(下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成) ・下水道施設の被災に備え、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。	1下水道総合地震対策事業の推進 2下水道BCPの継続的な見直しや災害訓練の充実	・下水道施設耐震化の進捗率 ※重要な路線 ・処理場直結管路 ・河川横断管路 ・緊急輸送管路　等 現状　66.28　% 目標　66.32　%（R04）	上下水道部	下水道課	1令和６年度に作成した上下水道耐震化計画に基づき、処理場の耐震化基本計画作成を実施し、効率的な地震対策のロードマップを作成する。また管路の地震対策について、今後の短期計画、長期計画を整理し、平準化を図る。	1総合地震対策事業	○	○	－	○	○	○	1下水道事業	
									上下水道部	下水道課	2令和２年度に策定した下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を点検、確認を実施し、適時見直しを実施する。	2下水道事業	○	○	○	○	○	○		
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	43	①(避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進) 避難所生活での感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。	①(避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進) ・避難所生活での感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。	1継続した避難者の健康状態のチェックと、手洗い、うがい、マスク着用の推奨 2エコノミークラス症候群対策の周知及び予防運動の先導 3心の健康状態を把握し、要援護者への早期介入と継続的な介入	―	保健福祉部	健康増進課	1 №44に同じ（市職員と県からの支援に伴う役割分担を含む）		○	○	○	○	○	○		
									保健福祉部	健康増進課	2 №44に同じ（市職員と県からの支援に伴う役割分担を含む）		○	○	○	○	○	○		
									保健福祉部	健康増進課	3 №44に同じ（市職員と県からの支援に伴う役割分担を含む）		○	○	○	○	○	○		
				44	②(災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備) 被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入・支援体制を構築する必要がある。	②(災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備) ・発災直後からメンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入・支援体制を構築する。	1災害時保健活動に係る初動体制マニュアル等の整備	―	保健福祉部	健康増進課	1 大隅地域振興局（鹿屋保健所）と連携を図り、大規模災害発生時等の保健師活動マニュアルなど、過去の既存マニュアル（看護協会作成または鹿児島県作成）等を参考に、本市の保健活動マニュアルの整備のための情報収集等に着手。		○	○	○	○	○	○		
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	45	①(公共施設等の耐震化)〔再掲1-1-②〕 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災するど、避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。	①(公共施設等の耐震化)〔再掲1-1-②〕 ・公共施設等の被災による、避難や救助活動等への障害が発生することを防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。	1公共施設の耐震化 2学校のブロック塀の撤去又は改修及び校舎の防災機能強化等 〔再掲1-1-②〕	―	総務部 総務部 市民生活部 各総合支所 教育委員会 教育委員会	総務課 財政課 市民スポーツ課 住民サービス課 生涯学習課 教育総務課	（再掲）									
				46	②(電力供給遮断時の電力確保) 電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な夜間の照明、携帯電話などの通信機器等のための電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。	②(電力供給遮断時の電力確保) ・電力供給遮断等の非常時のために、非常用発電機やその燃料を確保するとともに、太陽光発電システムの導入を推進する。	1非常用発電設備・電源設備の維持管理 2備品等（太陽光発電システムやカセットボンベ式非常用発電機など）の活用による電力確保 3連続運転時間及び機能の拡大に向けた検討 4公共施設への太陽光発電システムの導入推進	―	総務部	財産管理活用課	1本庁舎の自家用電気工作物、非常用発電設備、無停電電源装置、直流電源装置の保守管理を行う	1 庁舎管理経費（鹿屋）	○	○	○	○	○	○	1災害対策事業(経常)(共通) 2庁舎管理経費（鹿屋）（輝北）（串良）（吾平） 3スポーツ施設設備事業（政策）（共通） 4鹿屋市スポーツ施設再配置事業（政策）（共通）	
									各総合支所	住民サービス課	1　非常用電源の維持管理(吾平総合支所) 1　非常用電源の維持管理(輝北総合支所) 1 串良総合支所庁舎の電源設備について、業務委託による定期点検を実施する。（太陽光発電システムは、清掃及び発電確認の簡易点検のみ実施。）併せて非常用電源の定期点検及び非常時を想定した非常用電源の動作テストを実施（串良総合支所）	1　庁舎管理経費（吾平） 1　庁舎管理経費（輝北） 1　庁舎管理経費（串良）	○	○	○	○	○	○		
									市民生活部	安全安心課	2 －	2 －	○	○	○	○	○	○		
									総務部	財産管理活用課	3 －	3 －	－	－	－	－	－	－		
									各総合支所	住民サービス課	4 －	4 －	－	－	－	－	－	－		
									市民生活部	市民スポーツ課	4 －	4 －	－	－	－	－	－	－		
									市長公室	政策推進課	4 －	4 －	○	○	○	○	○	○		
				47	③(BCPの見直し等) 業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。	③(BCPの見直し等) ・業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る。	1業務継続計画に基づく訓練の実施 2業務継続計画の継続的な見直し 3災害訓練時におけるBCP実効性の確認	―	市民生活部	安全安心課	1 －	1 －	○	－	○	－	○	○		
									市民生活部	安全安心課	2 －	2 －	○	○	○	○	○	○		
									市民生活部	安全安心課	3 －	3 －	○	－	○	－	○	○		
				48	④(市WAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等) 市役所WAN及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止を防止する念頭に、機器・通信回線等の冗長化や、ガバメントクラウドをはじめとするクラウドサービスの活用等を実施する必要がある。	④(市WAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等) ・市役所WAN及び基幹系ネットワークにおける、障害や災害等による業務停止を防止するため、機器・通信回線等の冗長化や、ガバメントクラウドをはじめとするクラウドサービスの活用等を実施する。	1機器・通信回線等の冗長化や、ガバメントクラウドをはじめとするクラウドサービスの活用等の実施 2市役所WANネットワークの再整備	・遠隔地バックアップまでの距離 現状 約200km 目標 約500km以上	総務部	デジタル推進課	1ガバメントクラウドへの移行 ・システム冗長化 ・基幹系システムのガバメントクラウド等への移行	行政DX推進事業	○	○	○	○	○	○	1行政DX推進事業 2電算処理管理運営経費	
									総務部	デジタル推進課	2市役所WANネットワーク見直し ・マルチDC接続 ・通信回線の冗長化	電算処理管理運営経費	○	○	○	－	○	○		
		4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	49	①(情報通信機能の耐災害性の強化等) 電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。	①(情報通信機能の耐災害性の強化等) ・情報通信の麻痺・長期停止時にも、防災情報等を市民へ情報伝達するため、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。	1非常用発電設備・電源設備の維持管理 2備品等（太陽光発電システムやカセットボンベ式非常用発電機など）の活用による電力確保 3連続運転時間及び機能の拡大に向けた検討 4衛星携帯電話及びIP無線機の配備・運用 5市ホームページの文字情報ベースの災害モードへの切り替え	―	総務部	財産管理活用課	1本庁舎の自家用電気工作物、非常用発電設備、無停電電源装置、直流電源装置の保守管理	2庁舎管理経費（鹿屋）	○	○	○	○	○	○	1災害対策事業(経常)(共通) 2庁舎管理経費（鹿屋）（輝北）（串良）（吾平） 3防災・行政・地域情報伝達システム整備事業（共通） 4広報活動経費（共通）	
									各総合支所	住民サービス課	1　非常用電源の維持管理(吾平総合支所) 1　非常用電源の維持管理（輝北） 1 串良総合支所庁舎の電源設備について、業務委託による定期点検を実施する。（太陽光発電システムは、清掃及び発電確認の簡易点検のみ実施。）併せて非常用電源の定期点検及び非常時を想定した非常用電源の動作テストを実施（串良）	2庁舎管理経費（吾平） 2庁舎管理経費（輝北） 2庁舎管理経費（串良）	○	○	○	○	○	○		
									市民生活部	安全安心課	2 －	2 －	○	○	○	○	○	○		
									総務部	財産管理活用課	3 －		－	－	－	－	－	－		
									各総合支所	住民サービス課	3 －		－	－	－	－	－	－		
									市民生活部	安全安心課	4衛星携帯電話、ＭＣＡ無線の運用	3防災・行政・地域情報伝達システム整備事業（共通）	○	○	○	○	○	○		
									市長公室	政策推進課	5災害時に市ホームページを災害モードへ迅速に切り替えができるよう、出水期前に事前の切り替えテスト実施	4広報活動経費（共通）	○	○	○	○	○	○		
				50	①(情報伝達手段の多様化等) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。	①(情報伝達手段の多様化等) ・全国瞬時警報システム（Jアラート）や防災行政無線など、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。	1SNSの活用など、新たな情報伝達手段の導入検討	―	市民生活部	安全安心課	1県防災システムと連携した緊急速報エリアメールの配信、市公式ＳＮＳを活用した防災情報の発信	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○	1災害対策事業（経常）（共通）	

4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	51	②（道路情報の発信） 災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがあるため、通行規制情報や緊急情報を関係機関に伝える。	②（道路情報の発信） ・情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で発生する人的被害を防ぐため、関係機関との連携を図る。	１関係機関との連携	―	建設部	道路建設課	1関係機関（消防・警察・バス事業者）への速やかな情報の伝達		○	○	○	○	○	○		
				52	③（市の人員確保・体制整備） 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供に必要な人員・体制を整備する必要がある。	③（市の人員確保・体制整備） ・情報収集・提供手段の整備の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、必要な人員確保・体制整備を行う。	１各種タイムラインの継続的な見直し ２非常配備体制の整備	―	市民生活部	安全安心課	1避難所配備要員及び災害連報員に対する説明会の実施	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○	１災害対策事業（経常）（共通）	
									市民生活部	安全安心課	2災害対策マニュアルの作成及び見直し	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○		
				53	④（災害発生時の情報発信） 災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。	④（災害発生時の情報発信） ・災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じた発信すべき情報、情報発信経路のシミュレーションなどの訓練を繰り返し行う。	１災害対策本部設置訓練等における情報伝達訓練の実施	―	市長公室	政策推進課	1訓練への参加	2広報活動経費（共通）	○	○	○	○	○	○	１災害対策事業（経常）（共通） ２広報活動経費（共通）	
									市民生活部	安全安心課	1県総合防災システム研修へ参加し、システム操作の習熟を図る。	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○		
				54	⑤（住民への災害情報提供） 住民への災害情報提供にあたり、市と町内会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。 また、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。	⑤（住民への災害情報提供） ・住民への災害情報提供にあたり、市と町内会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る。 ・市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供を迅速に行う。	１防災行政無線、市ホームページ等の運用 ２災害情報の共有 ３観光施設への情報伝達訓練の実施	・自主防災組織のカバー率 現状 100% 目標 100%	市長公室	政策推進課	1安全安心課と連携を図りながらタイムリーな情報発信に努める。	1広報活動経費（共通）	○	○	○	○	○	○	１広報活動経費（共通） ２防災・行政・地域情報伝達システム整備事業（共通）	
									市民生活部	安全安心課	1防災行政無線及び市ホームページ等の維持管理	2防災・行政・地域情報伝達システム整備事業（共通）	○	○	○	○	○	○		
									市民生活部	安全安心課	2防災行政無線及び市ホームページ等を活用した防災情報の発信	2防災・行政・地域情報伝達システム整備事業（共通）	○	○	○	○	○	○		
									農林商工部	ふるさとPR課	３各観光施設については、防災訓練等を実施しており、訓練の中で、観光客に対する情報提供方法等を確認するように、体制づくりを行う。		－	－	－	－	－	－		
									建設部	都市政策課	3 －		○	－	－	－	－	－		
				55	⑥（防災拠点の整備）〔再掲1-3-⑥〕 防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。	⑥（防災拠点の整備）〔再掲1-3-⑥〕 ・防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。	１防災拠点施設の整備 〔再掲1-3-⑥〕	―	市民生活部	安全安心課	（再掲）									
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下	56	①（物資輸送ルートの確保）〔再掲2-1-②〕 災害発生時に避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋りょうなどの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。	①（物資輸送ルートの確保）〔再掲2-1-②〕 ・主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋りょうなどの耐震化を推進する。 ・既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。	１橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施 〔再掲2-1-②〕	・橋梁の1巡目点検結果に基づく着手率 （判定「Ⅱ」43橋） 現状 65% 目標100%（R5）	建設部	道路建設課	〔再掲2-1-②〕	〔再掲2-1-②〕	○	○	○	○	○	○		
				57	②（企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等） 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態において事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本市の企業の取組を促すため、支援情報を周知する。	②（企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等） ・本市の企業へ事業継続計画（BCP）の策定や、事業継続マネジメント（BCM）の構築に向けた取組への支援情報の周知・広報を促す。	１中小企業におけるBCP策定支援情報等の周知・広報	―	農林商工部	商工振興課	１振屋商工会議所（令和３年度策定）、かのや市商工会（令和２年度策定）が策定した事業継続力強化支援計画の推進	1 －	○	○	○	○	○	○	１災害対策事業（経常）（共通）	
									農林商工部	商工振興課	１立地企業におけるBCP策定支援情報等の周知	1 企業誘致・サポート推進事業	○	○	○	○	○	○		
									市民生活部	安全安心課	1中小企業におけるBCP策定支援情報等の周知・広報を行う。	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○		
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	58	①（危険物施設の安全対策等の強化） 危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、緊急時における応急措置等の優先順位を定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。	①（危険物施設の安全対策等の強化） ・危険物施設における、大量の危険性物質の流出を防ぐため、緊急時における応急措置の見直しなど、地震、津波対策の強化を図る。	１大隅肝属地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化	―	市民生活部	安全安心課	１組合とは、常時連携をとれるよう合同の火災防ぎょ訓練を年３回実施。組合における資機材の充実・強化については、構成市町の負担金により整備	１消防組合負担金（共通）	○	○	○	○	○	○	１消防組合負担金（共通）	
				59	②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化） 危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織と関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備置又は整備する必要がある。	②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化） ・危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備えるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。	１特定事業所の自衛防災組織及び関係機関との連携を図った消防訓練の実施 ２消防車輌の整備など消防資機材等の充実強化 ３大隅肝属地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化	―	市民生活部	安全安心課	１ 災害に備え関係機関との一層の連携及び情報の共有	1消防組合負担金（共通）	○	○	○	○	○	○	１消防組合負担金（共通） ２消防団経費（経常） ３消防施設管理経費 ４消防団資機材及び施設経費（政策）（共通） ５消防団詰所整備事業	
									市民生活部	安全安心課	２資機材等については、整備計画により充実を図り、月２回の点検を実施（随時修繕を実施）	2消防団経費（経常） 3消防施設管理経費 4消防団資機材及び施設経費 5消防分団詰所整備事業	○	○	○	○	○	○		
									市民生活部	安全安心課	３大隅肝属地区消防組合とは、常時連携をとれるよう合同の火災防ぎょ訓練を年３回実施。組合における資機材の充実・強化については、構成市町の負担金により整備	1消防組合負担金（共通）	○	○	○	○	○	○		
		5-3	物流機能等の大幅な低下	60	①（物資輸送ルートの確保）〔再掲2-1-②〕 災害発生時に避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋りょうなどの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。	①（物資輸送ルートの確保）〔再掲2-1-②〕 ・主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋りょうなどの耐震化を推進する。 ・既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。	１橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施 〔再掲2-1-②〕	・橋梁の1巡目点検結果に基づく着手率 （判定「Ⅱ」43橋） 現状 65% 目標100%（R5）	建設部	道路建設課	〔再掲2-1-②〕	〔再掲2-1-②〕	○	○	○	○	○	○		
				61	②（災害時における道路等の整備）〔再掲1-3-④〕 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。	②（災害時における道路等の整備）〔再掲1-3-④〕 ・災害時の緊急輸送を確保するため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を促進する。	１緊急輸送道路等の整備促進 〔再掲1-3-④〕	・東九州自動車道整備率（県内） 現状 94%（鹿屋串良～志布志間残り19.2キロ） 目標100% 〔再掲1-3-⑤〕	建設部	都市政策課	（再掲）									
		5-4	食料等の安定供給の停滞	62	①（備蓄物資の供給体制等の強化）〔再掲2-1-④〕 市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。	①（備蓄物資の供給体制等の強化）〔再掲2-1-④〕 ・市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。	１協定締結事業所との情報伝達訓練の実施 ２災害時における食糧等物資の供給協力協定の必要に応じた見直し 〔再掲2-1-④〕	・災害時応援協定等の締結数〔再掲2-1-④〕 現状 39件 目標 45件	市民生活部	安全安心課	（再掲）									
				63	②（緊急物資の輸送体制の構築） 大規模自然災害等の発生した場合に緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。	②（緊急物資の輸送体制の構築） ・緊急時の食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備促進を図るとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。	１各種団体との協定や連携の強化 ２緊急物資輸送・集結拠点管理運営マニュアルの作成	―	市民生活部	安全安心課	1災害協定の締結	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○	１災害対策事業（経常）（共通）	
									市民生活部	安全安心課	2物資調達・輸送等支援システムの習熟	2災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○		
				64	③（防災拠点の整備）〔再掲1-3-⑥〕 防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。	③（防災拠点の整備）〔再掲1-3-⑥〕 ・防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点とする。	１防災拠点施設の整備 〔再掲1-3-⑥〕	―	市民生活部	安全安心課	（再掲）									

		5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	65	①（水道施設の耐震化）【再掲2-1-①】 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。	①（水道施設の耐震化）【再掲2-1-①】 ・水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。	1水道管路の耐震化の推進 2水道施設の耐震化の推進 【再掲2-1-①】	・水道基幹管路耐震化の進捗率（耐震適合率） 【再掲2-1-①】 現状60.7% 目標62.0% ・水道施設配水池耐震化の進捗率（耐震化率） 【再掲2-1-①】 現状55.2% 目標56.7%	上下水道部	工務課	（再掲）							
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留るとともに、早期に復旧させる。	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能の停止	66	①（電力供給遮断時の電力確保）【再掲3-1-②】 電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な夜間の照明、携帯電話などの通信機器等のための電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。	①（電力供給遮断時の電力確保）【再掲3-1-②】 ・電力供給遮断等の非常時のために、非常用発電機やその燃料を確保するとともに、太陽光発電システムの導入を推進する。	1非常用発電設備・電源設備の維持管理 2備品等（太陽光発電システムやカセットボンベ式非常用発電機など）の活用による電力確保 3連続運転時間及び機能の拡大に向けた検討 4公共施設への太陽光発電システムの導入推進 【再掲3-1-②】	―	総務部 総務部 各総合支所 市民生活部 総務部 各総合支所 市民生活部	総務課 総務課 住民サービス課 安全安心課 総務課 住民サービス課 市民スポーツ課	（再掲）								
				67	②（再生可能エネルギー等の導入促進） 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の導入を促進する施策の検討が必要である。	②（再生可能エネルギー等の導入促進） ・長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の導入を促進する。	1太陽光発電システムや蓄電池の普及啓発 2非常用自家発電設備の導入支援	―	市民生活部	生活環境課	1普及啓発に繋がる情報の収集		○	○	○	○	○	○	
									保健福祉部	高齢福祉課	1地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した高齢者施設への非常用自家発電設備の導入支援	1小規模福祉施設等整備事業	○	○	○	○	○	○	1小規模福祉施設等整備事業
				68	③（水道施設の耐震化）【再掲2-1-①】 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。	③（水道施設の耐震化）【再掲2-1-①】 ・水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。	1水道管路の耐震化の推進 2水道施設の耐震化の推進 【再掲2-1-①】	・水道基幹管路耐震化の進捗率（耐震適合率） 【再掲2-1-①】 現状60.7% 目標62.0% ・水道施設配水池耐震化の進捗率（耐震化率） 【再掲2-1-①】 現状55.2% 目標56.7%	上下水道部	工務課	（再掲）								
				69	④（下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成）【再掲2-5-②】 大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。	④（下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成）【再掲2-5-②】 ・下水道施設の被災に備え、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。	1下水道総合地震対策事業の推進 2下水道BCPの継続的な見直しや災害訓練の充実 【再掲2-5-②】	・下水道施設耐震化の進捗率 【再掲2-6-②】 ※重要な路線 ・処理場直結管路 ・河川横断管路 ・緊急輸送管路　等 現状　66.28　% 目標　66.32　%	上下水道部	下水道課	1令和６年度に作成した上下水道耐震化計画に基づき、処理場の耐震化基本計画作成を実施し、効率的な地震対策のロードマップを作成する。また管路の地震対策について、今後の短期計画、長期計画を整理し、平準化を図る。	1総合地震対策事業				○	○	1総合地震対策事業
				70	⑤（農業集落排水施設等の老朽化対策の推進） 大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。	⑤（農業集落排水施設等の老朽化対策の推進） ・大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める。	1下水道BCPの継続的な見直しや災害訓練の充実	・農業集落排水施設等の老朽化に対する機能診断 現状　100　% 目標　100　% （平成26年度）	上下水道部	下水道課	1令和２年度に策定した下水道事業業務継続計画（下水道BCP）を点検、確認を実施し、適時見直しを実施する。	1下水道事業	○	○	○	○	○	○	1下水道事業
				71	⑥浄化槽台帳システムの整備等 大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがある。 このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に資する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。	⑥浄化槽台帳システムの整備等 ・大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止する恐れがある。 このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に資する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る。	1県の浄化槽に関する台帳と連携した、市の管理に必要な台帳を作成、保管	―	市民生活部	生活環境課	1 －		－	－	－	－	－	－	データで作成保管している。
				72	⑦（し尿処理施設の防災対策の強化） 大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障をきたすことが想定されるため、県及び県内市町村間の災害時相互支援協定を締結しているところであるが、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等に努める必要がある。	⑦（し尿処理施設の防災対策の強化） ・し尿処理施設の被災に伴い、し尿処理に支障をきたすことのないよう、災害時における施設等の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等を進める。	1災害等でし尿処理施設が破損した場合の相互支援	―	市民生活部	生活環境課	1 －		－	－	－	○	－	－	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬に関する協定
				73	⑧（家畜し尿処理施設の防災対策の強化） 大規模地震等が発生した場合、家畜し尿処理施設及び設備の被災により施設等が使用不能となり、し尿処理に支障をきたすことが想定されるため、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等に努める必要がある。	⑧（家畜し尿処理施設の防災対策の強化） ・家畜し尿処理施設及び設備の被災に伴い、し尿処理に支障をきたすことのないよう、災害時における施設等の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化を進める。	1停電及び災害等により被災した場合に備え、緊急受入、緊急復旧に係る体制の構築（発電機・電力会社との復旧優先順位の整理）	―	農林商工部	畜産課	1管理主体による家畜し尿処理施設の安定稼働に電源確保が必要なため、関係機関との連絡調整や情報収集を図る。	畜産環境センター事業	－	－	－	－	－	－	畜産環境センター事業
		6-2	交通インフラの長期間にわたる機能停止	74	①（災害時における道路等の整備）【再掲1-3-④】 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。	①（災害時における道路等の整備）【再掲1-3-④】 ・災害時の緊急輸送を確保するため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道220号等の緊急輸送道路の整備を促進する。	1緊急輸送道路等の整備促進 【再掲1-3-④】	・東九州自動車道路整備率（県内） 現状　94%（鹿屋串良～志布志間残り19.2キロ） 目標100% 【再掲1-3-④】	建設部	都市政策課	（再掲）								
				75	②（道路啓開等の取組）【再掲1-3-⑤】 大規模地震等が発生した場合、電柱や家屋等の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が生じることが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。	②（道路啓開等の取組）【再掲1-3-⑤】 ・電柱や家屋等の倒壊に伴い道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。	1関係機関との連携 【再掲1-3-⑤】	―	市民生活部	安全安心課	（再掲）								
		7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	76	①（消火・救助活動能力の強化） 大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る必要がある。	①（消火・救助活動能力の強化） ・火災、救助、救急事案が同時に多発する時に、消防力が劣勢になることを防ぐため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る。	1消防団の施設、装備資機材等の充実強化 2消防水利の充実強化 3大隅肝属地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化	―	市民生活部	安全安心課	1資機材等については、整備計画により充実を図り、月2回の点検を実施（随時修繕を実施）	2消防団経費（経常） 3消防施設整備経費 4消防団資機材及び施設経費 5消防分団詰所整備事業	○	○	○	○	○	○	1消防組合負担金（共通） 2消防団経費（経常） 3消防施設整備経費 4消防団資機材及び施設経費（政策）（共通） 5消防団詰所整備事業
									市民生活部	安全安心課	2消火栓の新設７基、年２回水利点検実施（随時修繕を実施）	3消防施設整備経費 4消防団資機材及び施設経費	○	○	○	○	○	○	
									市民生活部	安全安心課	3組合とは、常時連携をとれるよう合同の火災防ぎょ訓練を年３回実施。組合における資機材の充実・強化については、構成市町の負担金により整備	1消防組合負担金（共通）	○	○	○	○	○	○	
				77	②（公共空間におけるオープンスペースの確保）【再掲1-2-②】 大規模地震等が発生した場合、住宅密集地において大規模火災が発生し多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、災害時の延焼遮断帯や避難路、避難場所の役割を担う道路・公園等のオープンスペースを確保し、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。	②（公共空間におけるオープンスペースの確保）【再掲1-2-②】 ・住宅密集地の大規模火災による、多数の死傷者の発生を抑えるため、道路や公園等のオープンスペースを確保し、災害に強いまちづくりを推進する。	1幹線道路の整備促進 2狭あいな生活道路の改善 3防災機能を有する都市公園等確保 【再掲1-2-②】	―	建設部 建設部 市民生活部	道路建設課 都市政策課 市民スポーツ課	（再掲）								

7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			78	③（遺体の収容、処理、埋葬）〔再掲1-5-⑨〕 大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生することが予想されることから、遺体の処理等を適切に行う必要がある。	③（遺体の収容、処理、埋葬）〔再掲1-5-⑨〕 大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生することが予想されることから、遺体の処理等を適切に行う。	１検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所の事前の選定 ２大隅肝属広域事務組合と連携した身元の判明しない遺体等の埋葬	—	市民生活部	安全安心課	（再掲）								
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	79	①（危険物施設の安全対策等の強化）〔再掲5-2-①〕 危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、緊急時における応急措置等の優先順位を定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。	①（危険物施設の安全対策等の強化）〔再掲5-2-①〕 ・危険物施設における、大量の危険性物質の流出を防ぐため、緊急時における応急措置の見直しなど、地震、津波対策の強化を図る。	１大隅肝属地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化〔再掲5-2-①〕	—	市民生活部	安全安心課	（再掲）								
				80	②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲5-2-②〕 危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。	②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲5-2-②〕 ・危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備えるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。	１特定事業所の自衛防災組織及び関係機関との連携を図った消防訓練の実施 ２消防車輌の整備など消防資機材等の充実強化 ３大隅肝属地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化 〔再掲5-2-②〕	—	市民生活部	安全安心課	（再掲）								
		7-3	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	81	①（沿道建物の耐震化）〔再掲1-1-④〕 大規模地震が発生した場合、沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。	①（沿道建物の耐震化）〔再掲1-1-④〕 ・沿道建築物の複合的倒壊による避難や応急対応への障害が発生することを防ぐため、沿道建築物の耐震化を促進する。	１通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の促進 〔再掲1-1-④〕	—	建設部	建築住宅課	（再掲）								
		7-4	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次被害の発生	82	①（ダム・ため池の補強対策等の促進） ダム・ため池の損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあることから、各施設の機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画に基づき、より効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を行う必要がある。 また、高隈ダム及び各ため池は築造後50年以上が経過し、老朽化も見られており、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定されるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて避難路等を示したハザードマップの作成を行うなど、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。	①（ダム・ため池の補強対策等の促進） ・ダム及びため池の機能保持のため、効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を推進する。 ・高隈ダム及びため池における、堤体の決壊等に伴う下流域への洪水被害を抑えるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、避難路等を示したハザードマップの作成を行うなど、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。	１ダム及びため池の点検や関連施設の老朽化対策の推進	—	農林商工部	農地整備課	１（高隈ダム） 貯水池法面対策工の実施 （ため池） 防災重点ため池緊急整備計画策定（小平池、臼山池、県営事業）	１（高隈ダム）国営施設機能保全事業 （ため池） 防災重点ため池緊急整備事業	○	－	－	－	○	○	1 （ため池） 防災重点ため池緊急整備計画策定（瀬筒池、県営事業）
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃	83	①（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲5-2-②〕 危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。	①（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲5-2-②〕 ・危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備えるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。	１特定事業所の自衛防災組織及び関係機関との連携を図った消防訓練の実施 ２消防車輌の整備など消防資機材等の充実強化 ３大隅肝属地区消防組合との連携及び消防組合における資機材の充実・強化 〔再掲5-2-②〕	—	市民生活部	安全安心課	（再掲）								
				84	②（有害物質の流出対策等の推進） 大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による人体及び環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する必要がある。	②（有害物質の流出対策等の推進） ・大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による人体及び環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する。	１有害物質の分析	—	市民生活部	生活環境課	１マニュアルの作成に向けた情報収集	１公害対策事業	○	○	○	○	○	○	１公害対策事業
		7-6	農地・森林等の被害による市域の荒廃	85	①（農地浸食防止対策の推進） 豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流の人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。	①（農地浸食防止対策の推進） ・豪雨による農地の侵食や下流の人家等への土砂流入等の被害を抑えるため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。	１豪雨に対する農業用用排水施設整備の推進	—	農林商工部	農地整備課	１市内の農道、水路等の改良、改修の実施	１市単独土地改良整備事業	○	○	○	○	○	○	１市単独土地改良整備事業
				86	②（適切な森林整備） 適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障をきたすおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。	②（適切な森林整備） ・大規模な森林被害を防ぐため、市有林及び私有林の適切な森林整備を推進する。	１市有林の主伐、再造林、除間伐及び下刈りの実施 ２私有林の再造林、除間伐及び下刈りへの支援	市有林の主伐・植栽(再造林) 現状:2.99ha 目標:6.00ha 私有林の再造林、間伐及び下刈り 現状:121ha 目標:180ha	農林商工部	林務水産課	1・植栽業務 ・下刈業務 間伐業務 ・除伐業務 ・路網整備業務・市有林測量業務 ・監視業務 ・保安林管理道除草伐採業務	1公有林整備事業	○	○	○	○	○	○	１公有林整備事業 ２森林環境譲与税関係事業
									農林商工部	林務水産課	2①森林整備の１巡には約50年の期間を要する。持続可能な森林経営のために、植栽、下刈り、除間伐の経費を補助する。（森林環境保全直接支援事業補助金、県補助金の交付を受けること。） ②測量用ドローン及びシステム機器のレンタル経費を補助する。	2森林環境譲与税関係事業	○	○	○	○	○	○	
				87	③（治山事業の促進）〔再掲1-5-③〕 豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。	③（治山事業の促進）〔再掲1-5-③〕 ・林地の崩壊など山地災害の発生を防ぐため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について治山施設の必要性の検討や、根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する。	１治山施設の必要性の検討及び間伐の実施〔再掲1-5-②〕	—	農林商工部	農地整備課	1 R7年度繰越事業箇所（県営）４地区 2 R8年度新規要望箇所 15地区	1 治山事業	○	○	○	○	○	○	
				88	④（鳥獣被害防止対策の推進） 鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、「寄せ付けない」「侵入を防止する」「個体数を減らす」の３つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。	④（鳥獣被害防止対策の推進） ・鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や、捕獲による個体数の調整など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。	１鳥獣被害防止に関する研修会等の実施 ２電気柵などの侵入防止柵整備の支援 ３猟友会等の捕獲活動支援や捕獲従事者の確保	・鳥獣による農作物被害額 現状：21,920千円(R5) 目標：17,974千円(R14)	農林商工部	林務水産課	1 集落における農家等を対象とした研修会の開催（指導や啓発用ＤＶＤ視聴）	1鳥獣被害総合対策事業	○	○	○	○	○	○	１鳥獣被害総合対策事業
									農林商工部	林務水産課	2 侵入防止柵の設置（電気柵、ワイヤーメッシュ柵等）	1鳥獣被害総合対策事業	○	○	○	○	○	○	
									農林商工部	林務水産課	3①猟期を除く期間において、捕獲に応じた買上金を支払う。 ②各猟友会に、捕獲に要する経費を補助 ③捕獲者に狩猟免許の取得に要する経費を補助 ④捕獲者に狩猟免許の取得に係る講習会受講料を補助 ⑤有害鳥獣情報可視化システムの導入	1鳥獣被害総合対策事業	○	○	○	○	○	○	
		7-7	戦時中に掘られた防空壕の崩落等による災害の発生	89	①（防空壕等対策事業の促進） 戦時中に多数掘られた防空壕は地下水、雨水の流入、風化等により崩壊、崩落の恐れがある。崩落等が生じた場合、上部にある公共施設、住宅地が被害を受ける場合が想定されるため、崩落等を未然に防ぐための防災処理等を行う必要がある。	①（防空壕等対策事業の促進） ・陥没等が顕著で、公共施設、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い状況となっている防空壕の防災処理を行う。	１地下壕の防災処理	—	市民生活部	安全安心課	１地下壕が発見された際の現地調査と防災処理（安全安心課） ２地下壕内の現況調査（道路建設課） ３施設管理者において実施（各課対応）	1災害につよいまちづくり事業	○	○	○	○	○	○	１災害につよいまちづくり事業 ２防空壕対策事業（共通）
									建設部	道路建設課		2防空壕対策事業（共通） （地下壕内の現況調査）	○	○	○	○	○	○	
		8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	90	①（災害廃棄物処理計画の推進） 建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。	①（災害廃棄物処理計画の推進） ・災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。	１災害廃棄物処理計画の策定	・災害廃棄物処理計画策定 現状 未策定 目標 策定済	市民生活部	生活環境課	1 －		－	○	－	－	－	－	鹿屋市災害廃棄物処理計画
				91	②（ストックヤードの確保） 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。	②（ストックヤードの確保） ・建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。	１災害廃棄物処理計画に基づく仮置場候補地の継続的な見直し	—	市民生活部	生活環境課	1 － 仮置場の追加候補地の検討(民間所有地)		－	－	－	○	○	○	1.災害廃棄物処理事業

8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する			92	③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上） 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係事業者等と連携し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。	③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性の向上） ・建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係事業者と連携し、協力体制の実効性向上に取り組む。	１関係事業者等との協力体制の実効性向上	―	市民生活部	生活環境課	１ － 仮置場の追加候補地（民間所有地）との連絡体制の構築		－	－	－	－	○	○	
			8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	93	①（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成） 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく積極的な取組は行われていない。 また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。	①（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成） ・道路啓開等の担い手不足を解消するため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。	１建設工事における週休２日試行工事の実施 ２建設現場における土日・深夜勤務等を抑制するため、現場環境改善（環境改善実施要領）に取り組む（R7） ３建設工事における事務の簡素化を図るため、工事関係書類簡素化に取り組む（R7）	―	総務部	財政課	1継続して、週休2日など休日の確保の推進に努める 2継続して、現場環境改善の推進に努める 3継続して、工事関係書類簡素化の推進に努める		○	○	○	○	○	○	
			8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	94	①（地籍調査の推進） 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等のさらなる推進を図る必要がある。	①（地籍調査の推進） ・円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査等のさらなる推進を図る。	１地籍調査の推進	・地籍調査進捗率 現状　72.18% 目標　81.28%	農林商工部	農地整備課	1　大娘良町、永小原町の各一部　2.25㎢ 　下高隈町の一部　1.32㎢ 　上高隈町の一部　1.46㎢ 　吾平町麓、上名の各一部　1.99㎢ 　合　計　7.02㎢	1　地籍調査事業	○	○	○	○	○	○	１地籍調査事業
					95	②（液状化危険度の高い地域への住民周知等） 大規模地震が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、県の被害予測調査により指定された液状化危険度の想定を基に、液状化危険度分布図等の周知を図る必要がある。	②（液状化危険度の高い地域への住民周知等） ・液状化現象が発生するおそれがある区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、液状化危険度分布図等の作成・周知を図る。	１液状化危険度分布図等のホームページ等による周知	―	市民生活部	安全安心課	1液状化危険度分布図等の情報収集を行い、市民への周知を図る。	1災害対策事業（経常）（共通）	○	○	○	○	○	○	１災害対策事業（経常）（共通）
			8-4	貴重な文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	96	①（コミュニティ力強化の支援） 災害が起きた時の市民の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。本市においては、町内会や地域コミュニティ協議会の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。	①（コミュニティ力強化の支援） ・災害時の市民の対応力を向上するため、町内会や地域コミュニティ協議会の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりやセーフコミュニティの推進等、コミュニティを強化するための支援等の取組の充実を図る。	１自主防災組織による防災活動の取組促進や、地区別防災研修会の開催 ２セーフコミュニティの推進	・自主防災組織のカバー率 現状　100% 目標　100%	市民生活部	安全安心課	1自主防災組織（町内会）への自主防災組織活動に対する助成の実施及び防災マップ活用講座の実施	1災害につよいまちづくり事業	○	○	○	○	○	○	１災害につよいまちづくり事業 ２地域コミュニティ推進事業（共通）
											市長公室	地域活力推進課	2 地域（住民）が主体的に地域の課題解決や活性化を推進するための組織である地域運営組織や地域コミュニティ協議会の設立支援	2地域コミュニティ推進事業（共通）	○	○	○	○	○	○	
					97	②（文化財の保護管理） 文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立助言を行い、文化財保管施設の耐震化や、防災設備等を促進する必要がある。	②（文化財の保護管理） ・文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立助言を行い、文化財保管施設の耐震化や、防災設備等を促進する。	１文化財防火デーに合わせた、防災設備の点検や耐震化に伴う助言の実施	―	教育委員会	生涯学習課	1文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立助言を行い、文化財保管施設の耐震化や、防災設備等を促進する。	1ふるさとの文化で繋ぐまちづくり事業	○	○	○	○	○	○	1ふるさとの文化で繋ぐまちづくり事業
			8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態	98	①（応急仮設住宅建設候補地リスト作成） 応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう定期的な情報更新を行う必要がある。	①（応急仮設住宅建設候補地リスト作成） ・応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう定期的な情報更新を行う。	１応急仮設住宅候補地の断続的な見直し	―	建設部	建築住宅課	1候補地リストに基づく現地調査		○	○	○	○	○	○	
					99	②（災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定） 災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。	②（災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定） ・災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。	１関係団体との連携	―	建設部	建築住宅課	1関係団体との協議に向けての情報収集		○	○	○	○	○	○	
					100	③（災害時における民間賃貸住宅の縦介に関する協定） 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。	③（災害時における民間賃貸住宅の縦介に関する協定） ・災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。	１関係団体との連携	―	建設部	建築住宅課	1関係団体からの情報収集		○	○	○	○	○	○	
					101	④（災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定） 災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。	④（災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定） ・災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。	１関係団体との連携	―	建設部	建築住宅課	1関係団体からの情報収集		○	○	○	○	○	○	
			8-6	風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	102	①（かのや市商工会・鹿屋商工会議所と市が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定） かのや市商工会・鹿屋商工会議所と市が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定を促進すること等により、業務継続体制とその取組を強化する必要がある。	①（かのや市商工会・鹿屋商工会議所と市が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定） ・かのや市商工会・鹿屋商工会議所と市が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定を促進すること等により、業務継続体制とその取組を強化する。	１事業継続力強化支援計画の認定	―	農林商工部	商工振興課	１鹿屋商工会議所（令和３年度策定）、かのや市商工会（令和２年度策定）が策定した事業継続力強化支援計画の推進	商工業活性化推進事業	○	○	○	○	○	○	商工業活性化推進事業
					103	②（道路情報の発信）〔再掲4-2-②〕 災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがあるため、通行規制情報や緊急情報を関係機関に伝える。	②（道路情報の発信）〔再掲4-2-②〕 ・情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で発生する人的被害を防ぐため、関係機関との連携を図る。	１関係機関との連携 〔再掲4-2-②〕	―	建設部	道路建設課	（再掲）								